

特定非営利活動法人 藍住町手をつなぐ育成会 オレンジノート  
**児童発達支援評価票（令和6年度）**

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点
環境・体制整備	1	利用定員が発達支援室等のスペースとの関係で適切であるか。	10			
	2	利用定員やこどもの状態等に対して、職員の配置数は適切であるか。	9	1		法令に基づく職員配置について、職員が適切に把握するようにする。
	3	生活空間は、こどもにわかりやすく構造化された環境になっているか。また、事業所の設備等は、障がいの特性に応じ、バリアフリー化や情報伝達等、環境上の配慮が適切になされているか。	9	1		こどもにスケジュール等を示し、本児が活動等に関する時間数や期限などの見通しがたてることができる支援に努める。
	4	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、こども達の活動に合わせた空間となっているか。	10			
	5	必要に応じて、こどもが個別の部屋や場所を使用することが認められる環境になっているか。	10			
業務改善	6	業務改善を進めるためのPDCAサイクル（目標設定と振り返り）に、広く職員が参画しているか。	10			
	7	ご家族等向け評価表により、ご家族等の意向等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげているか。	10			
	8	職員の意見等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげているか。	10			
	9	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげているか。	6	4		
	10	職員の資質の向上を図るために、研修を受講する機会や法人内等で研修を開催する機会が確保されているか。	10			
適切な支援の提供	11	適切に支援プログラムが作成、公表されているか。	9	1		令和6年12月27日に公開する。
	12	個々のこどもに対してアセスメントを適切に行い、こどもとご家族等のニーズや課題を客観的に分析した上で、個別支援計画を作成しているか。	10			
	13	個別支援計画を作成する際には、児童発達支援管理責任者だけでなく、こどもの支援に関わる職員が共通理解の下で、こどもの最善の利益を考慮した検討が行われているか。	10			
	14	個別支援計画が職員間に共有され、計画に沿った支援が行われているか。	10			

適切な支援の提供	15	こどもの適応行動の状況を、標準化されたツールを用いたフォーマルなアセスメントや、日々の行動観察なども含むインフォーマルなアセスメントを使用する等により確認しているか。	9	1		Vineland-II を活用した標準的なフォーマル・アセスメントに努めるとともに、職員間でこれを共有する。	
	16	個別支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の、「本人支援」、「家族支援」、「移行支援」、及び「地域支援・地域連携」のねらい及び支援内容も踏まえながら、こどもの支援に必要な項目が適切に設定され、その上で、具体的な支援内容が設定されているか。	10				
	17	活動プログラムの立案をチームで行っているか。	10				
	18	活動プログラムが固定化しないよう工夫しているか。	9				
	19	こどもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる個別支援計画を作成し、支援が行われているか。	10				
	20	支援開始前には職員間で必ず打合せを行い、その日行われる支援の内容や役割分担について確認し、チームで連携して支援を行っているか。	10				
	21	支援終了後には、職員間で必ず打合せを行い、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有しているか。	10				
	22	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげているか。	10				
	23	定期的なモニタリングを行い、個別支援計画の見直しの必要性を判断し、適切な見直しを行っているか。	10				
関係機関やご家族等との連携	24	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議や関係機関との会議に、そのこどもの状況をよく理解した者が参画しているか。	9	1			
	25	地域の保健、医療（主治医や協力医療機関等）、障がい福祉、保育、教育等の関係機関と連携して支援を行う体制を整えているか。	9				
	26	併行利用や移行に向けた支援を行うなど、インクルージョン推進の観点から支援を行っているか。また、その際、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校（幼稚部）等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っているか。	9	1			
	27	就学時の移行の際には、小学校や特別支援学校（小学部）との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っているか。	9	1		各々のライフステージが「縦につながる支援」を常に意識して、移行支援を実施する。	
	28	地域の他の児童発達支援センターや障害児通所支援事業所等と連携を図り、地域全体の質の向上に資する取組等を行っているか。	児童発達支援センターのみの質問につき記載なし				
	29	質の向上を図るため、積極的に専門家や専門機関等から助言を受けたり、職員を外部研修に参加させているか。					
30	（自立支援）協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加しているか。						

関係機関やご家族等との連携	31	地域の児童発達支援センターとの連携を図り、必要に応じてスーパーバイズや助言等を受ける機会を設けているか。	8	2		引き続きスーパーバイズに関する研修（児童発達支援管理責任研修など）の受講の機会を増やす。
	32	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、地域の中で他のこどもと活動する機会があるか。	7	3		今後もインクルーシブな保育教育の環境づくりに努める。
	33	日頃からこどもの状況をご家族等と伝え合い、こどもの発達の状況や課題について共通理解を持っているか。	10			
	34	ご家族の対応力の向上を図る観点から、ご家族に対して家族支援プログラム（ペアレント・トレーニング等）やご家族等の参加できる研修の機会や情報提供等を行っているか。	9	1		「手をつなぐ親の会」と連携し、情報提供支援を特に強化する。
ご家族等への説明等	35	運営規程、支援プログラム、利用者負担等についていけない説明を行っているか。	10			
	36	個別支援計画を作成する際には、こどもやご家族等の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて、こどもやご家族の意向を確認する機会を設けているか。	10			
	37	「個別支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、ご家族等から個別支援計画の同意を得ているか。	10			
	38	定期的に、ご家族等からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、面談や必要な助言と支援を行っているか。	10			
	39	父母の会の活動を支援することや、保護者会等を開催する等により、ご家族同士で交流する機会を設ける等の支援をしているか。また、きょうだい同士で交流する機会を設ける等の支援をしているか。	8	2		本児の支援を展開する上で父母とともにきょうだいに関する支援が充実するよう交流の機会を設けていく。
	40	こどもやご家族等からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともにこどもやご家族等に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応しているか。	10			
	41	定期的に通信等を発行することや、HPやSNS等を活用することにより、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を、こどもやご家族等に対して発信しているか。	10			
	42	個人情報の取扱いに十分留意しているか。	10			
	43	障がいのあるこどもやご家族等との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしているか。	10			
	44	事業所の行事に地域住民を招待する等、地域に開かれた事業運営を図っているか。	6	4		お祭り行事等を活用してオレンジノートのことを地域住民に知ってもらう機会を増やしていく。
非常時等の対応	45	事故防止マニュアル、緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員やご家族等に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施しているか。	10			
	46	業務継続計画（BCP）を策定するとともに、非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	10			

非常時等の対応	47	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認しているか。	9	1		常時の服薬やてんかん発作に関しては把握できているが、適宜、ワクチン接種や食物アレルギー等の現状も把握し、本児の日常生活が、安全なものとなるよう努める。
	48	食物アレルギーのあることについて、医師の指示書に基づく対応がされているか。	5	5		
	49	安全計画を作成し、安全管理に必要な研修や訓練、その他必要な措置を講じる等安全管理が十分された中で支援が行われているか。	9	1		こどもの安全なサービス利用に向けて、設備の状況や支援体制のチェックを強化する。
	50	こどもの安全確保に関して、ご家族等との連携が図られるよう、安全計画に基づく取組内容について、ご家族等へ周知しているか。	10			
	51	ヒヤリハットを事業所内で共有し、再発防止に向けた方策について検討をしているか。	10			
	52	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしているか。	10			
	53	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、こどもやご家族等に事前に十分に説明し了解を得た上で、個別支援計画に記載しているか。	9	1		身体拘束適正化マニュアルに基づき、やむを得ず身体拘束が必要な場合は個別支援計画に記載するようにする。

対象職員数：10名 回収数：10件 回収率：100%

公表日：令和6年12月27日